

埼玉県土木行政関係資料Ⅰ

——土木課事務内容の変遷について——

白田 勝 美

はじめに

明治四（一八七二）年十一月十四日に四三万人余で発足した埼玉県は、置県一三〇年に当たる平成三（一九九一）年を六四〇万人に達する人口で迎えた。特にここ数年間の本県の人口増加率は全国一の数値を示し、「埼玉都民」の言葉が言い古されるほど、首都圏におけるベッドタウンとしての地位が固定している現状にある。

人口の増加と社会の進展は当然のことながら、急速な地域の変貌を本県にもたらした。農地はもとより丘陵・山林までもが削られて造成された宅地や工場団地。モーターゼーション化と高速運輸に対応すべく建設された道路や鉄道。災害対策と治水整備にともなう河川の改修。地価高騰により高層化の進む建物。などなど。

置県一三〇年を迎えた本県の歴史は、言い換えるならば土木事業によって切り開かれた歴史であったと言える。その意味において、本県土木行政の歩みをたどることは、明治以降の本県の歴史を振り返ることに通じるであろう。と同時に、これからの社会が自然と人

間との調和に立つてつくられていくことが求められている中、土木行政・事業の今後の在り方を考えることは、近づく二一世紀を志向する上で重要な意味をもつものと思われる。

本稿では以上の視点に立って、埼玉県行政文書の中から、土木事業を担当した土木課の事業内容の変遷を示す史料を紹介し、あわせて若干の考察を述べようとするものである。但し今回は紙数の関係で範囲を明治期までとし、大正・昭和期については別稿で述べてみたい。

一 土木課組織変遷

土木課の事業内容の変遷をみていくためにも、まず本県行政機構の中で土木課がいつ、どのように設置され、どのような変遷を経たかについて、概観しておく必要があると思われる。土木課の組織変遷について整理したのが表1である。

明治四（一八七二）年七月に断行された廃藩置県にともない、統一的な地方行政をすすめるために公布された「府県官制」「県治条例」にもとづき、本県の行政機構は四課体制で出発した。

表 1 明治期土木課組織変遷

年	土 木 課	国・県・土木関係
明治 4 年 (1871)	11. 県庁開設・四課設置 〔庶務課・ 租税課 ・出納課・聴訴課〕	10. 府県官制公布 11. 埼玉県(旧)、入間県設置 11. 県治条例公布
明治 7 年 (1874)	10. 租税課中、土木掛設置	1. 三課(庶務・租税・出納)事務章程制定
明治13年 (1880)	6. 土木課設置	4. 地方税規則改正 6. 土木費規則改正
明治19年 (1886)	8. 第二部・土木課	3. 水利土功規則公布 7. 地方官官制公布 8. 庁中処務規則制定
明治23年 (1890)	10. 内務部・第二課(土木)	5. 府県制・郡制公布 10. 地方官官制改正 11. 埼玉県分課規則制定
明治38年 (1905)	4. 第一部・土木課	4. 地方官官制改正
明治40年 (1907)	7. 内務部・土木課	7. 地方官官制改正

(埼玉県行政文書明906-1「埼玉県治庁並職官治革」「埼玉県庁機構変遷表」「埼玉県行政史年表」より作成)

四課の中で土木事務を所掌したのが租税課である。課内には当初堤防掛と管轄掛が設置されていたが、明治七(一八七四)年にこの両掛を廃して新たに土木掛が設置された。⁽¹⁾明治八(一八七五)年に四課体制から六課体制に改組され、この時期に勸業(第二課)・学務(第五課)担当の課が新設されたが、土木専門の課はまだ設置されなかった。

土木課として租税課より分離独立したのは明治十三(一八八〇)年である。前年六月の第一回県会で土木規則が上程・可決され、地方税支弁による土木事業の促進と円滑な運営が行政上求められたからである。⁽²⁾

土木課設置以後は、明治十七(一八八四)年に勸業課より分離して設置された地理課が翌年廃止されたため、その事務の一部を引き継ぐなどの経緯はあったものの、組織としては「部」と「課」の相違がある程度の変遷にとどまっている。このように他課との併合分離の少さが、業務内容の変遷にも影響を与えていたと考えられる。

二 土木課事務内容変遷

埼玉県行政文書の中で土木課の事務(分掌)内容等に関わる文書は、管見でおよそ二〇件にのぼる。それらの文書を大別すると、①事務内容の規定②課内各主任の分掌規定③他課よりの分掌事項の移管、に分類することができる。本項では①に関する文書を中心に土木課の事務内容の変遷をおっていききたい。

□史料一 租税課目

正租雜稅ヲ収メ豊凶ヲ檢シ及ヒ開墾通船培植漁獵山林堤防營繕
社倉等ノ事ヲ掌ル

(明九〇六「県治条例」)

□史料二 庶務課勸業掛及徴役掛事務更正ノ件

勸業掛

右従前之分掌相廢止更ニ庶務課中第三分掌江合併道路修繕等之
事務ハ堤防掛江合併証券印紙取扱方ハ収税ニ関スル事務ニ付雜
稅掛江合併申付候事

(明九〇六一)

□史料三 土木課創立ニ関スル書類

(一) 租税課

今般土木課設置候ニ付テハ其課中土木掛營繕掛之事務同課へ相
附候条此旨相達候事

明治一三年六月四日 埼玉県令白根多助

土木課

(二) 其課中左ノ掛ヲ設ケ事務分担為致候條此旨相達候事

明治一三年六月八日 埼玉県令白根多助

土木課

本課ヲ分ケテ五掛トス其管掌左ノ如シ

常務掛

上申下達往復及規則編纂等ノ事ヲ掌ル

埼玉県土木行政關係資料一

土工掛

河川道路橋梁堤防樋管堰埭用悪水路建築修理[〃]及並木

植繼[〃]等ノ事ヲ掌ル

營繕掛

官立県立ノ建物修築ノ事ヲ掌ル

測量掛

測量技術ヲ担当及製図等ノ事ヲ掌ル

計算掛

土木ニ係ル出納用度ノ事ヲ掌ル

□史料四 事務章程改定之儀ニ付伺

土木課事務章程之儀ハ近々變更之廉有之候ニ付改正之案左案之
通御達可相成哉此段相伺候也

案

土木課

其課事務章程別冊之所更定候条此旨相達候事

明治十六年七月廿五日 埼玉県令吉田清英

土木事務章程

第一 常務掛

第一条 庶務ヲ管掌スル事

第二条 量水取扱人ヲ進退スル事

第三条 並木植木費分付及枯損木代金ヲ領取スル事

第四条 不用物品及寄付金品願ヲ処分スル事

第五条 水害ヲ調査スル事

土木課

第六条 臨時ノ事務ヲ処弁スル事

其課事務章程左之通追加改正候条此旨相達候事

第二 土工掛

明治十七年七月九日

埼玉県令 吉田清英

第七条 道路橋梁治水堤防ノ工事ヲ官掌スル事

埼玉県小書記官 笹田黙介

第八条 水位日表ヲ官掌スル事

第三条 道路開削交換治水堤防運河疎通及橋梁仮設新規起工願

第三 営繕掛

ヲ官掌スルコト

第九条 県庁舎新築修繕ヲ官掌スル事

従前ノ第三条ヲ第四条トシ以下順次之ヲ改ム

第十条 官舎貸渡及其料金ヲ定ムル事

参考

第十一条 県庁内外掃除ノ事ヲ官掌スル事

勸業課事務掌程

第四 測量掛

第二十八条 道路開削交換運河疎通橋梁架設願ヲ官掌スル事

第十二条 測量ヲ官掌スル事

(明九四一の一)

第五 計算掛

□史料六 庁中処務細則ノ儀ニ付伺

第十三条 一切ノ経費ヲ官掌スル事

勅令第五十四号地方官官制第十条ニ基キ本県庁中処務細則別紙ノ

(明九四一の一)

通調整候左ニ命令文案相添此段上伺候也

□史料五 勸業課土木課事務章程刪補之儀ニ付御達案伺

第七号

課署

勸業課事務章程駅通掛ノ部第式拾八ノ事務ハ土木課官掌ト帰セ

庁中処務細則左ノ通相定ム

ラレ候方至当ト相考候条両課ノ章程左ノ通刪補御達可相成候

但分課章程中収税及警察本部ノ部ハ追テ相定ム

御達案

明治十八(?)年八月十六日 埼玉県知事

勸業課

県令丙第 号

其課事務章程第二十八条刪除候条此旨相達候事

郡役所

明治十七年七月九日

埼玉県令 吉田清英

警察署

埼玉県小書記官 笹田黙介

戸長役場

本県庁中処務細則左ノ通相定ム

(略) 明治十九年八月 日 埼玉県令 吉田清英

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|----------------------------|
| 第九條 | 土木課ハ河川堤防道路橋梁溝渠等ノ土功ニ関スル事項 | 十九 | 堤塘ノ使用及並木敷ノ貸下ニ関スル事項 |
| 一 | 及庁舎營繕事項ニ関スル左ノ事務ヲ掌ル | 二十 | 堤塘竹木ノ払下ニ関スル事項 |
| 二 | 河川堤防道路橋梁及溝渠等ノ土功ニ関スル事 | 廿一 | 並木ノ保護及植繼ニ関スル事項 |
| 三 | 土木費町村土木補助費及県庁舎建築修繕費ノ支出ニ関スル事項 | 廿二 | 並木枯損木ノ払下ニ関スル事項 |
| 四 | 郡庁舎建築修繕費ノ支弁ニ関スル事項 | 廿三 | 水陸里程ノ調査ニ関スル事項 |
| 五 | 土木費及營繕費出納帳簿ノ調整ニ関スル事項 | 廿四 | 道路ノ分類等級ニ関スル事項 |
| 六 | 土木費及營繕費不用物品ノ売却ニ関スル事項 | 廿五 | 道路標ニ関スル事項 |
| 七 | 土木費及營繕費ノ雑収入ニ関スル事項 | 廿六 | 道路ノ掃除ニ関スル事項 |
| 八 | 土木費及營繕寄付物件ノ処分ニ関スル事項 | 廿七 | 道路往來留ニ関スル事項 |
| 九 | 土工營繕及測量器械ノ保管ニ関スル事項 | 廿八 | 道錢及橋錢ノ收取ニ関スル事項 |
| 十 | 土木起功ノ褒賞ニ関スル事項 | 廿九 | 治水修路其他土工ノ計畫設計及工事ニ関スル事項 |
| 十一 | 土工諸表ノ調整ニ関スル事項 | 三十 | 郡町村土工設計書ノ檢案ニ関スル事項 |
| 十二 | 工費總計帳及一廉限金高帳ノ調整ニ関スル事項 | 三十一 | 治水修路其他土工ノ監査ニ関スル事項 |
| 十三 | 水害表ノ調整ニ関スル事項 | 三十二 | 工事所用物価及職工賃錢等ノ査定ニ関スル事項 |
| 十四 | 量水標取扱人ノ進退ニ関スル事項 | 三十三 | 町村費及私費支弁道路橋梁溝渠等變更ノ檢査ニ関スル事項 |
| 十五 | 水利取締人ニ関スル事項 | 三十四 | 事 |
| 十六 | 水車營業ニ関スル事項 | 三十五 | 水位日表ニ関スル事項 |
| 十七 | 梁簀田ノ漁獵ニ関スル事項 | 三十六 | 測量及製図ニ関スル事項 |
| | 堤塘ノ水防ニ関スル事項 | 三十七 | 県庁舎ノ建築修繕ノ工事ニ関スル事項 |
| | | 三十八 | 本庁構内外ノ掃除及樹木ノ保護ニ関スル事項 |
| | | | 官舎ノ貸渡及其料金ノ査定ニ関スル事項 |
| | | | 他ノ調整ニ係ル諸庁舎及建物設計書ノ檢案ニ関スル事 |

項

三十九 払下貸下及買上建物ノ価格査定ニ関スル事項

四十 諸建物移転費ノ査定ニ関スル事項

第十條 土木課ニ常務土工及営繕ノ主任ヲ置キ各其事ニ從ハシ

ム

第十一條 治水修繕等ノ工事ヲ監督セシムル為ニ土木監督区ヲ設

ケ其区ニ土木監督所ヲ置ク其区域名称ハ別ニ之ヲ定ム

ル所ニ依ル

(明九四一の二一一)

□史料七 庁中処務細則案伺

本県処務細則改正ノ儀ニ付本年一月委員ヲ命セラレ爾來取調ノ

未別冊ノ通脱稿仕候其改正ノ要点ハ客年十二月内務大臣ノ訓令

ニ依リ地方税賦課徴収ノ方法並清算報告戸籍銀行及銀行類似会

社堤塘ノ使用並木敷貸下等ニ関スル事項ハ第一部ニ移シタルト

其他渡船場河川場ニ関スル事項ヲ第二部ニ・・・主トシテ簡

易便捷ヲ旨トス仍テ達案相添左ニ相伺候也

案ノ一

庁達第九号

各部

本県庁処務細則別冊ノ通改正ス

明治二十年五月三十日 埼玉県知事 吉田清英

(略)

第四條 土木課ニ常務、土工、営繕ノ主任ヲ置キ事務分掌セ

シム

一 河川堤防道路橋梁等ノ土工ニ関スル事項

二 県庁舎建築修繕ノ工事ニ関スル事項

三 土木費町村補助費及県庁舎建築修繕費ニ関スル事項

四 土工修繕及器械ノ保管ニ関スル事項

五 土工表水害表及水位表ノ調理ニ関スル事項

六 河岸場及渡船場ニ関スル事項

七 量水標取扱人ノ進退ニ関スル事項

八 水利取締人ニ関スル事項

九 水車営業ニ関スル事項

十 堤塘ノ水防ニ関スル事項

十一 並木ノ保護及植継ニ関スル事項

十二 水陸里程ノ調査ニ関スル事項

十三 道路ノ分類等級ニ関スル事項

十四 道路標及水量ニ関スル事項

十五 道錢橋錢及船賃ノ收取ニ関スル事項

十六 郡町村土工ノ監督及設計書ノ檢案ニ関スル事項

十七 工事所用物価及職工賃錢ノ査定ニ関スル事項

十八 町村費及私費支弁ニ属スル道路橋梁等變更ノ檢査ニ関スル事項

十九

本庁構内外掃除及木石ノ保管ニ関スル事項

廿 官舎貸渡料金ノ査定ニ関スル事項

廿一 他ノ主管ニ係ル庁舎及建物設計書ノ検案ニ関スル事項

廿二 諸建物ノ払下貸下買上等価格査定ニ関スル事項

(明九四一の二一一)

□史料八 処務細則中改正之儀伺

庁達二十八号

各部

明治二十年五月庁達第九号本県庁処務細則中左ノ通改正追加ス

明治二十二年八月三十日 埼玉県知事 吉田清英

第四条

二十一 「町村水利土功組合ニ関スル事項」改ム

二十二 「鉄道ニ関スル事項」ト改ム

(明九六六)

□史料九 庁達案

庁達第六三号

部署

本県分課規程左ノ通定ム

第三条 内務部第二課ニ農工商務、地理ノ主任ヲ置ク其分掌左ノ

如シ

土木主任

一 河川堤防道路橋梁ニ関スル事

二 水利組合ニ関スル事

三 庁舎建物修繕ニ関スル事

埼玉県土木行政関係資料I

△明治二十三年一月四日付▽ (明九六六)

□史料一〇 分課規定中改正之儀伺

県訓令第 号

各部署

明治廿三年十一月庁達六十三号本県分課規程第三条中土木主任

ノ管掌第二項ヲ削除シ第二条中會議主任ノ管掌事項ヘ左ノ通追

加ス

明治廿六年六月

知事

四 水利組合ニ関スル事

(理由) 此改正ヲ要スル所以ハ水利組合ハ町村公共組合ノ一ニ

シテ行政監督上第一課ニ属スルノ至当ニシテソノ取扱

上便宜アルニ由ル

第三条 内務部第二課ニ農工商、土木、地理ノ主任ヲ置ク其分掌

左ノ如シ

一 略ス

二 水利組合ニ関スル事

土第八八号

明治二十三年庁達第六三号ヲ以テ規定セラレ候分課規定第三条

中土木主任ノ掌理スヘキ水利組合ニ管スル事務ハ第一課會議主

任ノ分掌ニ属セシメラレ候様至急御詮議有之度此段及照会候也

明治二十六年六月三日

第二課長 参事官 平井光長

第一課長 加藤 炳

官房

書記 山田奈津次郎殿

(明九九〇)

□史料一一 分課規程改正達案

丙第四六九号

各部署

埼玉県分課規程左ノ通改正ス

明治廿六年十二月一日 埼玉県知事

第三条 第二課ニ土木、地理ノ主任ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシ

ム

土木主任

一 河川堤防道路橋梁渡船等ニ関スル事

二 庁舎建築修繕ニ関スル事

(明九九〇)

□史料一二 処務細則改正案伺

丙第七五号

各部署

埼玉県庁処務細則左ノ通改正シ明治三十年三月十一日ヨリ施行

ス

但本則ニ抵触スル従前ノ規程ハ渾テ施行ノ日ヨリ廃止ス

明治三十年三月八日 埼玉県知事

本則ハ部署長參事官列席庶務會議ニ於テ決定之上施行セラル

(理由) 現行処務細則及分課規程、文書往復規程等ハ明治廿六

年十一月改正ニシテ爾來実行上多少ノ不備欠漏アルヲ

感シ既ニ一部分ノ改正ヲ經タルモ有之漸ク前篇ノ改正

ヲ促カスニ立致リ候ニ付今般以上ノ三則及非常心得ヲ

合篇シ以テ一部ノ処務細則トナシ依テ其適用ヲ便ニシ

完備ヲ求メントスルニ由ル即ち別冊改正学按ヲ具シ仰

高裁候

改正ノ簡条大略左ノ如シ

第九条 第二課ニ土木、地理ノ主任ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシ

ム

土木主任

一 河川堤防道路橋梁鉄道渡船等ニ関スル事

二 県經濟ニ属スル建築修繕ニ関スル事

(明一九二七)

□史料一三 官房第四〇号 關係部課へ通知案

本年三月丙第七五号県庁処務細則第九条土木主任事務分掌第二

項ニ関シ取扱方左ノ通決定相成候条此段及御通知候也

明治三十年三月廿二日 知事官房

内務部 第一課 第二課 第三課 第五課

警察部長

監獄部長

改正処務細則第九条ノ精神ハ本伺ノ如キ趣旨ニアラスンテ具經

濟ニ属スル建築修繕ノ事ハ総テ内務部第二課ノ主管ニ帰セシメ
ラレタルモノナリ故ニ将来左ノ順序ニ依リ取扱ヒ然ルヘシト思
考ス

一 各部署課ニ於テ建築修繕ノ必要ヲ認メタルトキ其目的構造全額
等ヲ調査シ設計ノ材料トナルヘキモノヲ取揃ヘ之ヲ内部第二課
ヘ移牒スル事

一 内務部第二課ニ於テ前項ノ移牒ヲ受ケタルトキハ之カ設計ヲ立
テ予算ヲ調整シ裁定ヲ受クル事

一 前項裁定ヲ受ケタルトキハ内務部第二課ニ於テ工事ヲ施行スル
事

一 建築修繕ノ金高又ハケ処ノ都合ニ依リ工事ノ施行又ハ監督ヲ各
部署課ヘ特ニ委任セラ、ル事アルヘシ

一 小破修繕ニ関シテハ其施行ヲ各部署課ヘ委任ノ事

一 処務細則中疑義ニ付伺

本県処務細則改正ノ件本月八日丙第七五号ヲ以テ御達相成候処
同則第九条中土木主任分掌事務第二ハ庁舎建築修繕ニ関スル事
トアルヲ県經濟ニ属スル建築修繕ニ関スル事ト御改正相成候得
共右ハ従前ノ通り其費用ノ主管タル部署課ニ於テ各之ヲ執行ス
ルハ勿論ナリト雖モ・・・其設計者ノ統一ヲ図ル為メ・・・
県經濟ニ属スル建築修繕ニ付テハ必ラス土木主任ニ合議ヲナサ
シムルノ御趣意ヲ以テ前記ノ如ク改正セラレタル次第ニテ要ス
ルニ明治廿四年九月訓令第三百三十七号第十八条ノ意義ヲ茲ニ移

埼玉県土木行政関係資料

サレタル外ナラザル義ト解釈致シ可然哉此段相伺候也
(明一九二七)

□史料一四 分掌事項決定案

官幣社ニ関スル事務ハ総テ内務部第一課ノ主掌ニ有之候処就中
其營繕工事施行ニ付テハ技術上相当ナル監督ヲ要スル儀ニ有之
依テ時今官幣社ノ營繕工事設計調査及監督ノ事ハ地方官々制第
十七条分掌事項ニ依リ第二課ノ「土木ニ関スル事項」トアル中
ニ包含スルモノト決定可相成哉庁達案ヲ具シテ此段相伺候也

案

知事官房

各部署

県庁処務細則中第九条土木主任分掌事項ニ左ノ項ヲ追加ス

五月三十日埼玉県知事

三 官幣社營繕工事設計ノ調査及監督ニ関スル事

(明一九六三)

□史料一五 処務細則改正

知事官房

各部

当庁処務細則中左ノ通改正ス

明治四十三年四月一日

知事

第十二条 土木課ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 河川堤防道路橋梁ノ管理及土工ニ関スル事項
- 二 水理及路線調査ニ関スル事

- 三 県経済ニ属スル建築修繕ニ関スル事
- 四 官幣社ノ建築修繕ニ関スル事
- 五 郡町村其ノ他公共団体ノ施設ニ属スル土工ニ関スル事
- 六 鉄道及軌道敷設ニ関スル事
- 七 私営橋梁渡船ニ関スル事
- 八 官有土地及水面処分ニ関スル事
- 九 土地収用及土地買上寄付土地ニ関スル事
- 十 官民有地ノ区分査定ニ関スル事
- 十一 里程証明ニ関スル事
- 十二 土石採集ニ関スル事

史料一は「県治条例」で定められていた租税課目の内容である。これをみると、租税課は正租雑租の徴収・農林水産業の殖産興業・通船等の運輸・備荒儲蓄とともに、土木関係事務として河川堤防の営繕を所掌していたことが確認できる。

河川堤防の営繕と並んで重要な土木事務である道路の修繕事務が、庶務課内の勸業掛から土木掛の前身である堤防掛へ移管されたことを示しているのが史料二である。明治七（一八七四）年の文書であるが、月日未記入のために正確な時期を確認できない史料である。しかし土木掛の設置が同年一〇月一〇日であることから、それ以前の文書であると考えられる。

土木課が設置された明治十三（一八八〇）年当時の経緯と事務内

容を伝えているのが史料三である。この史料は職制に関する文書がまとめられている官房部ではなく、土木部の雑款の中に編綴されていたものである。^(本書)「明治十三年 本課創立書類編冊 土木課」と記された表紙が付され、掲げた文書以外にも租税課からの引継書類に關するものや、土木課職員の名や役職についてまとめた書類などのある貴重な史料である。

これにより、まず本県土木課の設置年月日が明治十三（一八八〇）年六月四日であることがわかり、設置を告げる県の布達年月日とも一致している。⁽³⁾次に土木課が設置される直前、土木事務は租税課の中の土木掛と営繕掛が担当していたことが確認できる。この両掛の事務章程（事務取扱順序を含む）も同じ一件の文書中にあり、土木掛は堤塘道路橋梁樋管用悪水路修繕・新設・模様替、それらに係る潰地取扱、水位日表・水害表調査、水防及堤防用悪水路取締監督などを、営繕掛は官有建物新築修繕、官舎管理、学校病院勸業館新築修繕などを担当していたことがつかめる。そして両掛の事務を受け継いだ土木課は、これを五つの掛で分担することにより事務の執行にあたった。なお、設置時点の配属人数は村田謙吉課長心得二人、計算掛一人の総計二十九人であった。

史料四が具体的な事務執行の細則についてまとめた最初のものと思われる。土木課設置当初の土木関係事務内容が五項目であったのに対し、この土木事務章程では事務内容が一三項目にわたって具体

表2 明治19年時土木監督区と土木監督所

	区 域	土木監督所
第一区	○北足立郡ノ内元荒川・綾瀬川及第六号国道線以西南 ○新座郡 ○入間郡 ○高麗郡 ○比企郡 ○横見郡 ○秩父郡 ○那阿郡 ○榛沢郡ノ内第五号国道以西南 ○幡羅郡ノ内同上 ○大里郡 ○男衾郡	県庁第二部土木課
第二区	○北埼玉郡○幡羅郡ノ内第五号国道及小山川以東北 ○児玉郡 ○榛沢郡内同上 ○賀美郡	北埼玉郡羽生町
第三区	○北足立郡ノ内元荒川綾瀬川第六号国道以東北 ○南埼玉郡 ○北葛飾郡 ○中葛飾郡	中葛飾郡西宝珠花村

(埼玉県行政文書明941の2-1より作成)

埼玉県土木行政関係資料 I

的に掲げられている。基本的な事務内容がほぼ整っていると同時に、ひき続き五掛で事務の執行にあたっていたことが確認できる。

史料五は勸業課駅通掛が担当していた事務が、土木課へ移管したことを証する文書である。この文書中の「駅通掛ノ部第貳拾八ノ事務」とは、「道路開鑿交換連河疏通及橋梁架設ノ願ヲ官掌スル事」⁽⁴⁾である。これによって、土木課は更に明治十七(一八八四)年段階には運河の疎通に係る開削・建設の事務を担当することになった。

明治十九(一八八

六)年七月二十日に出された勅令五四号「地方官官制」第一〇条にもつき定められた、本県庁中処務細則中の土木課事務内容が史料六である(文書中の十八年とあるのは十九年の誤りと考えられる)。この処務細則から三つの要点が指摘できる。第一点は土木課の基本的事務を河川堤防道路橋梁溝渠等を建設修繕するための土木工事と、

県郡庁舎の建築物造営や修繕のための営繕と最初に明記したことである。この基本的事務を執行するための具体的内容として四〇項目が挙げられており、明治十六年段階に比して約三倍にふえている。中でも、土木費・営繕費関係、水車営業、梁費^{すゐ}、魚獵、堤塘使用及並木敷貸下と竹木払下、水陸里程や分類等級などをはじめとする道路に関する事項、郡町村の土工等に対する検査などは新たに加えられたものである。特に堤塘使用及び並木敷貸下と竹木払下に関する事項は、この処務細則が制定される直前の五月に、勸業課より土木課主管に引き継がれた事務である。また並木の植継は、明治十三年十二月段階でいったん削除された項目が復活したものである。⁽⁵⁾ 処務細則制度にあたって、県が各課の事務内容を再検討し、整理統合に着手していたことが窺える。第二点目は従前の五掛を廃し、常務・土工・営繕主任を設けたことであり、これによって測量担当と計算担当が廃止された。しかしこの三主任も三年後の明治二十一(一八八八)年に、「営繕之事業ハ平素僅少ニシテ特ニ主任ヲ置クノ必要無之・工事計算之事務頗ル繁雜ヲ生シ候ニ付更ニ計算主任ヲ置」⁽⁶⁾くとして、常務・計算・土工主任に改組された。第三点目は、治水

修繕等の工事を監督するために土木監督区を設けたことである。この規定を具体化するために出された「土木監督区職員職務條規」⁽⁷⁾から、区域名称及び土木監督所の位置をまとめたものが表 2 である。これにより県が、本庁直轄による工事と郡町村の土木事業を監督しようとしたことがわかる。

史料七は明治二十(一八八七)年に改正された、処務細則中の土木課事務内容である。前年の処務細則で一挙に四〇項目にふやされた事務内容が、ここでは二二項目に整理されている。主なものとしては郡庁舎の建築修繕費や梁竇囲の漁猟・堤塘使用及び並木敷貸下・竹木払下に関する事項が削除されている。それに対して、新たに河川場及渡船場に関する事項が勸業課より移された。それにとともに、従来からあった道銭・橋銭の収取の項目に、船賃の項目が付け加えられている。

史料八は大きな事務内容が追加されたことをしめしている。すなわち、明治二十二(一八八八)年の処務細則の改正にともなう、町村水利土功組合と鉄道に関する事項の追加である。町村組合によって水路の維持管理のために結成された水利土功組合に関しては、従来より庶務課の担当であった。また鉄道に関しては勸業課駅通掛の事務内容であったが、これ以降土木課が担当することになった。

明治二十三(一八九〇)年は五月に「府県制」「郡制」が公布され、十月には「地方官官制」が改正された年であった。本県でもこの年に分課規定を改め、土木課は内務部第二課に改組された。内務

部第二課改組当時の土木主任の分掌について示しているのが史料九である。土木事務の基本的内容として、河川堤防道路橋梁等の土木工事、水利組合関係・庁舎営繕の三項目を掲げており、これまでの内容と比べて大きな差異はみられない。

この基本的事務三項目から、水利組合の事務が削除されたことを示しているのが史料一〇である。その理由としては、水利組合は町村公共組合の一種であるため、行政監督上、第一課(議事庶務)で担当した方が適切であるという判断からであった。そのため史料一でみられるように、明治二十六(一八九三)年の分課規程の改正では、土木主任の分掌事務が二項目に改められていることがわかる。

史料一二・一三ともに土木課の基本的事務内容の一つである、庁舎営繕事務が県経済に属する建築物修繕事務にかわったことを示す文書である。これによると、それまでの庁舎だけを対象にした事務から、尋常師範学校や衛生試験所などの県有建物の造営修繕すべてに関わる設計・予算化・工事施行や関係各部署との連絡調整事務に広がったことが確かめられる。

史料一四は起案年月日から、明治三十四(一九〇二)年五月の文書である。それまで内務部第一課主管であった県内官幣社の営繕工事設計等に関する事務が、技術上相当な監督が必要なため、土木課へ移管されたことがわかる。

明治期最後の土木課事務分掌が史料一五である。事務内容が従前のものに比して二二項目に減っているが、基本的には大きな違いはみ

られない。官有土地水面・土地収用関係・官民有地区分査定・土石採集などの地理関係事務は、明治十七（一八八四）年に設置された地理課で一括して所掌されたものである。しかし翌年の地理課廃止以降、地理関係事務は明治二十三（一八九〇）年に内務部第二課内の地理主任の分掌となり、その後第一部土木課、内務部土木課と改組されたことにともない一貫して土木課の所掌となっていた。そのため、この処務規則改正時に項目として掲げられたものと考えられる。

まとめにかえて

本稿は埼玉県行政文書件名目録土木編Ⅰを作成するにあたって、土木部文書群の全体的な把握をおこなうために集めた各種史料の中から、土木事務を所掌し、事業の執行にあたった土木課に関する文書を紹介したものである。土木課関係文書の件数はさほど多くなく、更に時期的な偏り（特に明治四年から明治十年代半ばにかけての文書が乏しい）や他課所との関連など史料上の制約もあり、明治期における土木課の事務内容の概略にふれたにとどまった。今後関係史料の精査と、文書類別基準等との比較検討をすすめる中で、本県土木行政のあゆみを多面的にとらえていきたいと考えている。

註

- (1) 埼玉県行政文書明九〇六一「堤防掛廃止及土木掛設置ノ件達」
- (2) 「埼玉県行政史」第一卷P三二八

- (3) 埼玉県行政文書明三四五十一「管下布達甲第五五号」
- (4) 埼玉県行政文書明九四一の二「事務章程改定之儀ニ付伺」
- (5) 埼玉県行政文書明九四一の二一「分課章程中改正之義ニ付伺」
「事務引継之義御達案伺」
- (6) 埼玉県行政文書明九六六「達案伺 庁達二一号」
- (7) 埼玉県行政文書明九四一の二一「土木監督区職務條規ノ義ニ付伺」